

中学から高校に進学した人は、昨年 14 名であり、そのうち日本に 10 年以上居住している人は 3 人であった。中学を中退する人も多く、また就学年齢にある外国籍の子どものうち、ほとんどが「日本語要指導」である。

3 その他

ブラジル人の集住地区での日本人とのトラブルについて、日本人からクレームが来ることがある。ゴミなどの特定の問題については直接その部署にクレームがいくが、「相談」などは当課に寄せられる。例えば、マンションの大半がブラジル人というところでは、「夜遅くまでバーベキューをやっており、うるさいし上からものが落ちてくる」というような相談がある。当課では、ポルトガル語での張り紙をつくったり広報で生活のルールをお知らせしたりしている。

インタビュー議事録

対応担当者：磐田市役所生活文化部市民課記録係田中氏&鈴木氏

日時：2005 年 9 月 28 日（水） 10：30～11：00

場所：磐田市役所西庁舎 301 会議室

出席者：井口先生、岩村先生、山川先生、坂本補佐、竹ノ下先生、小島部長、千年室長、勝又室長、志甫さん、西野さん、高橋（記録）

配布資料：住民記録 2005 年 3 月末現在 2005 年 8 月末現在 各歳年齢別人口（平成 17 年 8 月末現在）磐田市外国人児童生徒就学状況（小学校）（中学校）平成 17 年 4 月 6 日調べ）

- ・ 5 市町村合併で人口 17 万 5 千人、内 8800 人の外国人登録有（2005 年 8 月末）
- ・ 工業地区を抱えているためブラジル人が多い
- ・ 世帯は、世帯主外国人が約 5 千世帯、世帯主日本人&外国人妻が約 5 0 0 世帯
- ・ 外国人が流入し始めた頃は親族を頼って来日するケースが主流だったが、現在は人材派遣会社経由での入国が増加
- ・ 夜間、週末、土日の労働時間を考慮して市役所窓口もオープン
- ・ 外国人と日本人の結婚による混合世帯は増加傾向にある
- ・ 外国人登録および住民基本台帳につき、混合世帯にはフラグをたて識別している

問題点など

- ・ 入国管理カードから外国人登録証を発行するのに 3 週間要するため、発行時には住所が別の場所になっていても転出届が無いため移動を把握できない
- ・ 住所変更、在留許可種別変更などの手続きがなされないことが多い

- ・ 研修や興行目的で入国し、ビザの有効期間3ヶ月を目安に出入国を繰り返す者もいる
- ・ 定住者の増加に伴い不動産や車などを購入するケースも増えてきているが、登録の際の諸手続き、特に日本の「ハンコ社会」に対する理解を求めるのが非常に困難
- ・ 行政機関として拘束力のある罰則を定められない
- ・ 外国人登録の仕組みのみでは実情がカバーしきれず、所在不明のケースも多々ある

磐田公共職業安定所 インタビュー議事録

対応担当者：片田貴美男所長 様

日時：2005年9月28日（水） 11:00～11:30

場所：磐田市役所西庁舎301会議室

出席者：井口先生、岩村先生、山川先生、坂本補佐、小島部長、千年室長、勝又室長、高橋さん、志甫さん、西野さん、竹ノ下（記録）

配布資料：日系ブラジル人等外国人求職者業務取扱状況（レジメとメモ）、年度別主要業務取扱状況、外国人労働者の取扱状況、産業分類別事業所規模別・外国人雇用事業所及び外国人労働者数（平成15年及び16年の各6月1日）外国人雇用状況報告書調査票

1. 一般職業紹介等業務取扱状況

（1）職業紹介業務

年度別主要業務取り扱い状況によると、有効求人倍率では、近年回復傾向。平成16年度は、1倍に回復。主に製造業の求人が増加。平成16年9月から1倍に回復。

（2）雇用保険業務

平成16年度では、適用事業者数が4444人、雇用保険被保険者数は、76053人。雇用保険受給実人員は1ヶ月あたり1400人程度。

（3）外国人労働者の取り扱い状況

来所数などの統計動向は、添付資料のとおり（平成11年度から17年度にかけて）。

とりわけ、平成13年度の来所数、新規求職者数が他と比較して多い。

外国人は景気の調整弁として機能しており、この年は、景気がとても悪い時期。

1人が2、3回来ることで、延べ人数としてカウントされる。

日系人は、従来はハローワークに来ない人たち。これまでは違うルート（派遣、請負）で仕事を見つけていた。しかし、この年は景気が悪く、派遣や請負ルートでは仕事が見つからず、ハローワークへの来所者数が増加。

平成17年度については、出足から相談の部分が多い。利用者としては、ブラジル、ペルー、中国が多い。しかし、日本人と比べると利用者はそう多くない。

磐田公共職業安定所では、ポルトガル語とスペイン語の通訳を火曜日と水曜日の午前中に来てもらっている。

2. 外国人の雇用状況

産業分類別、事業所規模別外国人雇用事業所数・外国人労働者数によると、直接雇用よりも間接雇用での労働者数が多い。間接雇用では、現在、派遣よりも構内請負の形が多い。産業別では、製造業が圧倒的に多いが、ついで運輸業に332名が従事している。この人達は、主に、工場などでの構内作業に従事している。

3. 窓口から見た状況（配布レジメの補足）

・ことば

求人側は、外国人を直接雇用する場合、日本語能力を重視する。直接雇用の場合、日本語での指示が理解できないと生産に支障が出るため。他方で、派遣、請負の方は、派遣・請負業者が労務管理をしてくれるため、母語での労務管理が可能であるから、日本語能力がなくても就労は可能。

・保険関係

外国人は、出稼ぎを意図する場合、社会保険にはあまりこだわらない。

4. 雇用保険加入状況

外国人がきちんと雇用保険に加入しているかどうかについて、公共職業安定所では、とくにその確認を行っていない。

非正規滞在の外国人が、雇用保険の適用を求めた場合は、正規・非正規にかかわらず、雇用保険への加入を認める。

近年の職安での求人票の記載から、契約期間の動向は、期間工の場合6ヶ月が多い。その場合、雇用保険には加入することができる。

外国人に限った形では、雇用保険の被保険者数は把握できていない。

2005年9月28日（水）午前11時40分～午後0時15分

ヒアリング：浜松東社会保険事務所（於、磐田市役所）

対応担当者：黒川宏和氏（業務第1課長）、山本学氏（社会保険調査官）、原口浩一氏（静岡県社会保険事務局保険課企画係長）

同行者：井口先生、岩村先生、山川先生、竹ノ下先生、小島部長、千年室長、勝又室長、坂本補佐、西野さん、高橋さん、志甫（記録）

磐田市共生社会推進課多文化共生係 三ツ谷さん 月花さん

【ヒアリングの概要】

(山本氏)

現場にて社会保険適用事業所の事後調査等を担当している。社会保険の加入には、国籍や雇用者本人の意思等は関係ない。事業所に対し、誰が被保険者になるのかを示し、社会保険への加盟推進を図っている。本日は磐田市に限らず、管轄内の日系ブラジル人について話したい。

本来、常時使用のケースでは、全て社会保険に加入すべきである。しかし実態はそのようにはなっていない。保険料負担と年金制度への理解の二点が制約になっていると考えている。前者に関しては、健康保険と厚生年金保険の保険料負担が労使折半となっているため、雇用者の手当の減少に繋がることが大きい。実際、事業主よりも日系ブラジル人が加入を拒否するケースが多い。

健康保険と厚生年金はセット加入が義務付けられている。年金の脱退一時金の説明を行っても、多くの日系ブラジル人は「目先優先」であり、健康保険のみへの加入を希望することが多い。強制的に加入させると日系ブラジル人は転職し、派遣・請負業者と受入れ企業の双方に負担をかける結果になりかねない。それを考えると、加入を拒否する日系ブラジル人に無理強いをしにくく、手続きに消極的にならざるを得ない。

派遣・請負業者は日系ブラジル人を社会保険に加入させることに反対しているわけではないと理解している。自分たちだけが加入を強制し、従業員に転職されることを心配している。そのため、「全ての派遣・請負業者に社会保険加入を強制するのであれば喜んで加入させる」と言う業者もあった。

無保険者が病院に行くと、全額実費負担となる。本人・家族だけでは支払えないこともある。そのような場合、社会保険事務所に訴えてくる日系ブラジル人もいる。その際には大抵、「事業所が社会保険に加入させてくれなかった」と主張する。社会保険事務所としては、事業所のチェックに赴くことになる。

なお、家族がいる人ほど加入率が高い傾向にある。また、旅行保険を利用している人も多い。

今後は、1.派遣先企業にも協力を求める、2.身のある年金制度の確立、3.旅行保険の厳格な適用、の三点が重要であると考えている。

(原口氏)

ここからは事務的な話をしていきたい。社会保険に未加入の事業所は、静岡県下 150 所ある。浜松東管轄区域が 55 所、浜松西管轄区域が 22 所、島田管轄区域が 61 所というように、工業地帯である県西部に偏りがみられる。

なお、派遣・請負業者については、栃木県や群馬県といった他県の業者も入ってきている。人材派遣・業務請負の急増は、いわゆるリストラの穴埋めである。

日系ブラジル人のなかには、主に在日韓国人が利用する医療保険システムを使っている者もいる。年間4万円程度の保険料を納め、180日間の医療給付が受けられる。治療費が1万円を超えると200万円が上限となり、事故死なら700万円、後遺症については500万円の給付がある。ワーキングホリデーで来日している者のなかにも利用者がいる。

個人的には、年金には脱退一時金があるからといって、日系人を強制的に社会保険に加入させることに疑問を抱いている。年金の本来の主旨と離れている気がする。

社会保険への加入を推進していくにあたり、協力を期待できるのは派遣社員や請負工の受入れ先だけではないかと思う。労働者と使用者は共に、自分に都合の良い主張しかしないからである。たとえば、保険に入っていなかったことが問題となった場合、労働者側は「使用者が入れてくれない」と、使用者側は「労働者が入りたくないと言った」という主張を繰り返すことになる。

永住者を除けば、社会保険のセット加入は外国人に共通の問題となっている。具合の悪い子を連れて泣きついてきた母親を前にすれば、国民健康保険に加入させてしまうということが市役所の窓口では行われるだろう。

社会保険に関する外国人問題は日系人に限らない。静岡県でも、1日に8時間以上働く留学生は大勢いた。

<質疑応答>

1. 井口先生：常用的使用関係について、日系人の請負・派遣では、雇用契約の期間を2ヶ月とし、数日の休みを挟んで再度同期間の雇用契約を結ぶということを繰り返すケースが少なくないと理解しているが、そのように雇用契約の期間を用いて社会保険への加入を回避しているケースは見受けられるか？

黒川氏：2ヶ月以内の契約というのは日本人の場合に多い。日系人のなかには1年以上の雇用契約を結んでいる者もいる。そもそも契約がないこともある。日系人は基本的に、加入の義務は知った上で入りたがらないということの方が多いと認識している。(疑問) ?

井口先生：名古屋周辺では、派遣・請負の日系人の雇用契約期間は2ヶ月以内というケースが主流である。隣接県等との連絡会議のようなものは存在しないのか？

原口氏：連絡会議は存在しない。雇用契約期間が表面上は2ヶ月以内でも実態として連続して長期にわたっているようなケースについては、追跡的な調査が可能だと思う。

2. 岩村先生：社会保険には、社会保険事務所の職権で強制的に加入させられるはずだが、実際には説得して任意で入ってもらおうとしているように見えた。強権発動をすることはできないのか？

原口氏：実例がないため、強権発動はできない。社会保険事務所が抱える問題としては滞納保険料もあり、そちらを放置して保険加入だけを強制するのは難しい。また、企業からも生産ラインに悪影響が出ると言われては、安易に動けない。

3. 井口先生：セット加入の原則の例外はないのか？

原口氏：昭和 61 年からオンライン化されており、高齢者を除けばありえない。

4. 井口先生：派遣先企業の協力とは具体的にどのようなものか？

原口氏、岩村先生：たとえば、社会保険への加入資格を有するのに加入していない者がいる場合、その従業員を受け入れてはいけないといった制約を設けることは可能だろう。

(岩村先生、山川先生談)

改正派遣法のガイドラインには社会保険に関する事項が含まれているが、構内請負には適用できない。製造業派遣は面倒なため、まだあまり広がっていない。

磐田市企画財政部納税課 インタビュー議事録

対応担当者：磐田市企画財政部納税課 鈴木様

日時：2005 年 9 月 28 日（水） 13:00～13:30

場所：磐田市役所西庁舎 301 会議室

出席者：井口先生、岩村先生、山川先生、坂本補佐、竹ノ下先生、小島部長、千年室長、
勝又室長、高橋さん、志甫さん、西野（記録）

配布資料：なし

1 納税に関する概要

税収は、全体で 164 億 3900 万円、うち外国人は 3 億 9600 万円（2.4%）である。

納税状況（未納状況）は、6 月末日までに課税された 4 税（*）に関する、8 月 1 日現在の未納状況は、下記のとおり

人数：全体 17,925 人（延べ人数、以下同じ）、うち外国人は 3,516 人（19.62%）

金額：全体 29 億 681 万円、うち外国人 1 億 9810 万 9549 円（6.67%）

* 市県民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税を指す 国民健康保険税は課税時期が異なることから上記に含まない

*なお人口は全体 17 万 5111 人、うち外国人は 8,850 人（5.05%）

2 住民税の捕捉率

捕捉率については推計していない。

3 徴収についての他部署との連携

住民税と国民健康保険料については、課税の根拠を聞かれたら対応する程度である。

国民年金保険料とは連携していない。平成12年ごろまでは連携していたようだが、今はそのような事実はない。現在は具体的な問い合わせがあれば応じる程度。

4 徴収できない額

現在までに1億7,500万円（うち外国人に關係する額は1%強）。

5 困難

言葉が通じないこと。通訳がいるが、名前の登録が横文字であるため本人確認が難しい。住民課と連携したり、共同住居については部屋番号でリストを作成して対応している（同じ部屋の中に苗字の違う人が住んでいることもあるため）。

また、転居が多いので徴収が困難である。1月1日に居住している地域で必ず課税されるので、課税漏れはないが、居住地の把握が難しく、督促が困難である。コストとリターンのバランスを考えると、個別に訪問して徴収するまでには至っていない。

国保年金課 インタビュー議事録

対応担当者： 磐田市健康福祉部国保年金課 伊藤傑夫様

日時：2005年9月28日（水）

場所：磐田市役所西庁舎301会議室

出席者：井口先生、岩村先生、山川先生、坂本補佐、小島部長、千年室長、勝又室長、高橋さん、志甫さん、西野さん、竹ノ下（記録）

配布資料：様式14 外国人の国民健康保険適用状況調査票（平成17年4月1日現在合計と各地域；磐田・福田・竜洋・豊田・富岡）

1. 国民健康保険と国民年金の磐田市の概況

国民年金→社会保険事務所が実務。数の把握ができない。

加入手続きは、市がやるがその後は社会保険事務所が扱う。

去年は、健康保険は入りたいけど年金は入りたくないという人が多かった。今年はそういう人が少ない。

勤めをしていて国保に加入したいという人は多い。10月は特に多い。その場合、会社から書類などの形で確認をとる（退職証明、試用期間など）。しかし、そうした確認がとれない場合は、社会保険への加入を勧め、国保には加入できないという形でお断りする。

2. 国民健康保険への加入希望

国保加入者 磐田市では16000世帯が加入（外国人含む）。

会社が入れてくれないからという場合、いろいろな事情があるが、どんな事情？

本人からは、入れてくれないということしか言ってこない。

会社からは、いつやめるか分からないから入れないよといわれた。また、会社が半分負担しなければならないから、安い労働力を使う意味がなくなるから。

また、数少ない例として、本人から社保よりも国保のほうが安いから、国保のほうに入りたいという方もいる。（社保はセット加入だから）

社保と国保のどちらに入るべきか、見解が食い違うことはあるか。

あまりない。1日8時間以上、週5日働いていれば、社保の適用対象になるから、国保への加入は認められない。

会社のほうでも、社保への加入が断られた場合は、無保険になることはある。

両方とも入れない場合はどうするか。特に何もしていない。

現実には無保険者はいると思われる。社会保険事務所と市町村の国保年金課との間には、あまり事務手続きの連絡調整はない。制度上の制約はない。

3. 無保険者の問題

無保険者になった場合、全額実費で払うことになる。

旅行保険などで個人的に工面。

病気になってから国保に入れてくれという人は外国人、日本人ともにいる。

それで加入を認めたケースはある。病気が治ってから払わなくなるケースもある。

社保の適用対象で無保険の場合が一番難しい。当事者には、会社に社保への加入を要望してくれと伝える。なかには、保険への加入を要望すると首になるからいえないという人もいる。その場合、社会保険事務所にその人の会社名を伝えて、社会保険事務所経由で事業所を指導する。

出産直前に加入を希望する人もいる。

4. 保険加入の手続き

外国人登録のときに、保険加入はどこまですすめているのか？

登録のときに、職業等を確認するから、その際に確認する。

そのときに、仕事をしていないといえ、入ることはできる。国保年金課としては、実際に働いているかどうかリアルタイムに確認できない。

日本人→保険証の配布は、原則郵送。

外国人→窓口に来てもらって配布する。仕事しているかどうかの確認のため。

外国人でも、数は少ないが、短時間就労のため社保に入れないから国保に入りたいという人はいる。その場合、会社から短時間就労の証明をとってきてもらう。

派遣・請負業者が直接、国保加入の代理手続きをしているか？

通訳として一緒にきているケースはあるが、本人が直接手続きしているケースが多い。

5. 外国人の国保加入と国保財政

国保財政からすると、外国人の加入が財政を圧迫しているという議論はあるか？

そうした議論はないわけではない。きちんと保険税を払ってくれば問題ない。

滞納の場合、即停止ではない。納税課のほうで、1年間納付がない場合は、短期保険証を発行して切り替える形になる。

6. 間接雇用と国保加入

業務請負で働いている人でも、マックス 2 ヶ月で試用期間の場合、入れざるをえない。断ることはできない。その場合、保険証の期限を 2 ヶ月にしてしまう。3 ヶ月以降は、社保になるということを伝える。その後、無保険になるという問題は残る。合併後は、そういう形に業務を統一。

磐田市 エスコラ・ニッポ・ブラズィレイラ・ヒアリング

住所：〒438-0072 静岡県磐田市鳥之瀬^{とりのせ}115-4

日時：2005年9月28日（水）14：15～14：45

面会者：校長 国吉ソニア・レジナ先生

通訳：共生社会推進課 利光ヒサ子

出席者：井口先生、岩村先生、山川先生、坂本補佐、竹ノ下先生、小島部長、千年室長、勝又室長、西野さん、志甫さん、高橋（記録）

磐田市共生社会推進課多文化共生係 三ツ谷さん 月花さん

資料：無し

- ・ 2000年開校（2月始業・12月終業）
- ・ 全校生徒 230人（1歳～15歳）、有資格教員数 21人（日本語授業用日本人教師 3人）
- ・ 学費：午前 3万円／月、午前&午後 5万円／月（食事代込）、送迎代 5000円
- ・ ブラジルでは認可を受けているが、日本では認可を受けていない
- ・ 保育・授業時間は、8：00～12：00が保育園&小学一年生、13：30～17：00が小学二年生から高校一年生、20：30まで預かる

- ・ 教科書は全教科 1 冊にまとめられている（英語、日本語は別冊）
- ・ ニヶ月毎水曜日に保護者会
- ・ 公立小学校に通学していて、ブラジル帰国前の一年だけ本校に通学する生徒もいる
- ・ ポルトガル語の特別クラス有（午前・午後の空時間に実施、追加料金無）
- ・ 小学校からポルトガル語と英語の授業をとる
- ・ 地域の保育園が定員オーバーのため入学を希望するケース有
- ・ 保護者面談は日曜日に数組ずつ実施
- ・ 生徒、学生の目標はブラジルに帰国して大学教育へと進学すること
- ・ 9 月中旬にはブラジルから講師が 3 人派遣され、勉強会を実施

問題点、課題など

- ・ 査証の関係で有資格教員を思うように招致できない
- ・ 文部科学省の認可が無い
- ・ 入学希望者が待機中
- ・ 日頃から学校と地域住民との交流を図る
（例：7 月 Festa・ジュネ、12 月卒業式、餅つき、11 月日本人学校の教師と本校の合同研修）

磐田市立東部小学校訪問

日時：2005 年 9 月 28 日（水）15:00～15:30

同行者：竹ノ下、高橋、西野、千年（記録）

面会者：東部小学校校長 鈴木亨司先生

資料：「平成 15・16 年度文部科学省指定 帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進事業」に関するもの

2004 年 外国人生徒数=69 名 現在、1 年生が 10 人くらい外国籍

2005 年 外国人生徒数=71 名 全生徒数の 9.4% うち、90%=ブラジル人

平成 15 年（2003 年）から、外国人児童対応に、教員が 2 名加配された。

近くにある県営住宅は現在 3 分の 2 が日系ブラジル人であり、その影響が大きい。

日系人の増加は平成 11 年頃より。7 年前は 10 数名だったが、現在は 70 名になる。

昨年（2004 年）は 1 年生（4 クラス）のうち 10 人が日系ブラジル人であった。

取り出し授業は、4 年生までで 2 クラス。

目標

- (1) 授業の国際化 – 日本語を母語としない子どもの学習支援のためのカリキュラム
- (2) 教師の国際化 – 教師が率先して外国人児童の実態を把握

(3) 環境の国際化 – 教室の表示・おたよりなどのポルトガル語化

(4) 地域の国際化 – PTA 交流に外国人親子の参加

(5) 子どもの国際化 – 外国人と日本人との交流

(2)教師の国際化と、(3)環境の国際化は昨年までで取り組みが進んだので、残りの3項目については今年度の課題である。

現在、直面している課題

(6) 年ごとに外国人児童生徒数が極端に推移すること。1クラスに1-2人と、3-4人では対応の仕方は大きく変わらざるを得ない。

(7) 親の方もどんどん変化。親は日本語を覚えようとしなくなっている。

(8) 親の将来設計がしっかりしている場合、子どもも集中する傾向にある。

(9) 学習の態度の基礎を取出し授業で教えるが、来日時期や環境など、個人差が大きいので困難が多い。

(10)取出し授業の宿題を子どもが子育て支援センターの「まなぼ！（学習支援）」でみてもらうことが多いので、学校のスタッフも時間をつくってセンターに出向き、連携を強化している。

こうのとりの東保育園訪問

日時：2005年9月28日（水）15:00～15:30

同行者：竹ノ下、高橋、西野、千年（記録）

面会者：こうのとりの東保育園園長 山本頼子先生

資料：こうのとりの東保育園案内

- ・ 定員は90名だが、希望者が多いので111名受け入れている。定員の120%以上を入れることは規程上不可能。
- ・ 外国人児童数（学童保育を含めて）39名
 - 0歳 2人
 - 1歳 3人
 - 2歳 6人
 - 3歳 6人
 - 4歳+5歳 12人
- ・ 学童保育は、22名中10名が外国人児童
- ・ 外国人児童は全てブラジル人児童で、団地の住人
- ・ 学童保育は、開所して3年目 1年生から3年生を預かっている 7時まで（通常、地域の学童は6時まで）。熱心な親が多い。
- ・ 夏休みは、28名が利用 ¥1,000/日 朝7:00から夜7:00まで。ニーズが高いがそ

れが悩みでもある。

- ・ 通常の学童保育料は、¥7,000/月
- ・ 延長保育は、朝は無料、夜は¥3,000/月。朝夜ともにブラジル人の利用が多い。
- ・ 通訳に週2回来てもらおう。プリントは全てポルトガル語に翻訳。メールも活用
- ・ 4～5年前（2000年くらい）は、帰国する人が多かったが、現在は定住する傾向にある
- ・ 外国人児童の親との茶話会を開き、思いを聞いている。以前は帰国したいと考える人が多かったが、現在はブラジルの治安の悪化から、帰国せずに日本で家を買いたいと考える人が多くなった。磐田市は住みやすいし仕事もあるという噂を聞いて、他地域から移ってくる人もいる。

現在の課題

- ・ 保育園年中くらいになると、ポルトガル語を話す子ども同士で固まってしまう
- ➔ 地元の小学校を目指しているので、なるべく日本語に触れさせるようにしている。
- ・ 学童の子ども達は、逆に日本語でしか話さない。
- ・ 日本で生まれた子供や、小さい時に保育園に入った子どもに適応上の問題はあまりみられない。3年保育くらいから入所してきた子どもから、適応が少し困難になってくる。5歳くらいからだ、なかなか大変。
- ・ 日系人の場合、教育に関して心配する親も多い。希望者に能力テストを行ったところ、能力的に日本人の子どもと全く変わらず能力が高い子もいる。
- ・ 外国人のお母さんが団地で独自に託児所を行っている場合もあるが、認可の基準が低く環境は良くない。

2005年9月28日（水）午後3時20分～4時

訪問先：芙蓉工業株式会社 磐田営業所（ブリヂストン磐田工場内）

対応担当者：所長 奥山隆二氏 副所長 林田正一氏

同行者：井口先生、岩村先生、山川先生、小島部長、勝又室長、坂本補佐、志甫（記録）

磐田市共生社会推進課三ツ谷さん

資料：無し

【ヒアリングの概要】

（工場・事業所について）

ブリヂストン磐田工場は5年前から稼働し、現在も拡張が行われている。敷地面積は17ヘクタールであり、約半分は未だ活用前の段階である。生産しているのは、プラズマテレビの表面材、部品、自動車や建物で使用するフィルムである。ブリヂストンは、プラズマテレビのパネルでは3割のシェアを持つ。工場全体では約1000名が働いており、内390名が

ブラジル人である。

芙蓉工業の本社は神奈川県藤沢市にあり、ブリヂストン関連の仕事が 7 割を占める。従業員の 9 割は南米人で、日本人は僅かである。国籍はブラジルやペルーが多く、スリランカというケースもある。こられは、日系人または日系人の配偶者である。

(所長と副所長の経歴と役割)

所長の奥山氏は 22 歳のとき、単身でブラジルに渡った一世である。22 年間農業に従事した後、日本に戻ってきた。現在、磐田市の「多文化共生社会推進協議会」の委員も務めている。副所長の林田氏は 14 年前に初来日した二世で、ブラジルの大学を卒業している。日本語ができ、習慣も理解している彼は、日系人従業員の生活面のフォローなども担当している。具体的には、生活ごみの処理、子供の教育、病院に関する相談が挙げられる。ごみは、磐田市が分別回収を細かく行っているため、他地域から移ってきて戸惑う者がいる。

(雇用管理について)

現在磐田営業所で働く日本人高卒者は 3 人で、一人は「飛び込み」、二人はハローワーク経由だった。日本人の比率を上げたいが、シフト勤務がネックになっており、なかなか集まらない。

日系人の内訳は、1990 年代後半以降、三世と、二世または三世と結婚した現地人が主流になってきている。意識としては、日本で仕事がある限り長く滞在しようかという者が増えている印象はあるが、ゆくゆくは帰国したいと考えている者が多いと思われる。磐田市にはブラジル文部省認可の学校があるため、そのように考える者が多く集まっているかもしれない。

磐田営業所では、従業員との雇用契約は 6 ヶ月で結んでいる。ブリヂストンとの関係も 6 ヶ月契約である。

雇用している日系人の勤続年数は、平均すると 2~3 年である。長期にわたって勤続する者もいるが、大半は 2~3 ヶ月の一時帰国のため離職する。再来日する者も多い。なお、日本での滞在期間は 10 年前後という者が面接でも多い。

在留資格は「永住者」が主流となっている。ビザの更新の手間を省くため、5 年間の滞在后に切り替えている。

仕事に必要な技能は、およそ 2~3 週間で覚えることのできるレベルである。工場は 24 時間操業しており、3 グループ 2 交代制で対応している。仕事日と休日の関係は、5・2・5・2・5・1 の順で、一日の労働時間は 7 時間 30 分である。

芙蓉工業では全国同一賃金としている。技能水準に応じた昇給は無いが、勤続が長い者とリーダーには時給を上積みしている。リーダーは、上からの連絡事項を伝える窓口としての役割を担うまとめ役であり、工程内の流れを把握している者である。この他、5000 円程度の皆勤手当がある。たとえば勤続 3 年目の者の時給を 20 円上げたとすると、月に 7000

～8000 円の昇給となっている。若い人について見れば、残業等の関係で、ブラジル人従業員の方が日本人より手当が多い。

仕事に必要な日本語は限られているためすぐに慣れるが、それ以上のレベルまではなかなか伸びない。家では、ケーブルテレビでブラジルの放送を見ている者が多い。

従業員の採用は、当初は広告を用いていたが、徐々に働いている人の友人・縁戚を活用することが中心になっていった。今では、従業員の誰もが知らない人を採用することはない。また、ブラジルで採用活動を行うこともない。磐田市には 2 万人のブラジル人がおり、人手は集めやすい。リピーターも多く、一時帰国の前に再入国手続きを行うのが一般的である。

夫婦で芙蓉工業にて働いている者は約 3 割いる。なお、18 歳未満は雇わない方針である。もっとも、中卒者の場合、18 歳になるまでが人間として道を踏み外さないように、という観点からは難しい時期であると認識している。

(社会保障)

社会保険には入りたがらない。加入を勧めても、「いずれ帰国するから」との返答が多い。将来増えるかもしれないが、「ずっと日本にしようと思うので加入したい」という者はまだ現れていない。国民健康保険に入りたいという希望者は多い。1 年単位で海外旅行保険に入っている者もいる。

なお、社会保険への加入を希望する者については、速やかに手続きを取っている。このように希望者についてのみ社会保険への加入手続きを行っていることに関して、社会保険事務所から咎められたことはない。

(税金)

所得税は源泉徴収、市県民税は特別徴収である。

(その他)

食堂があり、昼食はそこで従業員が実費を負担して取る。夜は工場全体として弁当の支給がある。食堂でのブラジル料理の導入は検討中である。他の営業所で実施した結果、欠勤率が下がったという例がある。

芙蓉工業（磐田営業所）として 120 世帯分の社宅を持っている。社宅は月々、1 人につき 2 万円強である。2 人で入ると約 4 万円となる。同規模の民間の賃貸住宅は、月々およそ 6 万円である。

磐田市のブラジル人は、あまり関東地方に移らないようである。

日系人が日本に帰国し、日系人同士で結婚する例が増えている印象がある。混血を歓迎する南米諸国では徐々に日系人同士の結婚が減っていたことを思うと、新しく興味深い傾向である。

やはり、中学生・高校生といった子供がブラジルに戻りたがらず、その両親が帰国したいができない、というケースも実際にある。また、来日の際に10～15歳位の子供を連れてくると、日本での学校生活になじめず苦勞するケースが多い。

ブラジルは日本以上に學歷社会であるが、日本への出稼ぎの影響で18歳位の日系人が減少し、本国の大学の倍率が下がったとの声さえ聞かれる。

来日する日系ブラジル人は多様性に富み、弁護士や歯科医等の高學歷だった者もいれば、土木や農業に従事していた者もいる。

2005年9月28日（水）午後5時～5時40分

訪問先：東新町子育て支援センター

対応担当者：センター代表 鶴見さん 木ノ内惇子さん 他スタッフ2名

同行者：井口先生、岩村先生、山川先生、竹ノ下先生、小島部長、千年室長、西野さん、高橋さん、志甫さん、勝又（記録）

磐田市共生社会推進課多文化共生係 三ツ谷さん 月花さん

【活動概要およびインタビューの概要】

活動を始めて2年間経過した。

東新町県営住宅磐田団地の第2集会場を借りて活動をしているが、年度末までに現在地から余り離れていない場所に専用の建物が建設されることになっている。

活動は土日を除く毎日、週3日月水金の午前（10～12時）は「あそぼ！親子のつどいの広場」とし、日系ブラジル人及び日本人の子育て中の親子の相談にのっている。また、週5日月～金の午後（14:00～16:45）は「まなぼ！学習支援」とし、日系ブラジル人及び日本人の子どもたちの宿題支援や学習支援を行っている。

費用は「つどいの広場事業」の補助で4分の3の費用を国、県、市で四分の一ずつ負担している。

名簿というものではないが、リストとしては利用しているこども（小学校1～6年）約25名のリストがあり、日本人のこどもが3名入っている。ほぼ毎日くる利用者は日に平均5～6名程度で3名のスタッフで対応している。

10年前には東新町のこの地域にはほとんど日系ブラジル人は住んでいなかったが、現在県営団地の住民の約7割が日系ブラジル人家族となっていると思う。こどもは来日後3ヶ月もすると日常会話を覚えるが日本語による学習には支援が必要。

木ノ内さん：幼稚園の教諭をしていた頃、日系ブラジル人の子どもたちが、幼稚園や保育園から自宅にもどっても親が就労していて、こどもたちだけで長時間居ることを知り、幼稚園などで預かり保育をするなどのことも考えたが、当時勤務していた公立保育園では

実現しなかった。退職後、ボランティアで活動に参加している。子どもたちには、将来への夢をもってほしい。日本語とポルトガル語の両方が達者な子どもについては、その能力を伸ばして通訳などになるという希望をもつ子どももでてきた。夢を実現させていく道筋を教えてやるということも重要な役割だと思う。

現在は個人で日系ブラジル人のこどもの預かりを仕事として行っている者もでてきた。たとえばあるところでは送迎バスを用意して3時から4時にかけて各家庭を巡回してこどもを集め、5時頃まで預かり再び巡回して子どもを送り届けている。月額2万5千円ほどの費用をとっているらしい。日系ブラジル人の親にとっても、こどもだけで置いて行くことに抵抗があるので、これらのサービスは好評のようだ。親の中には、このような手だても施さず、こどもだけで放置する人もいる。日系ブラジル人の親にも責任を感じて欲しい。

センターの活動のためには、より多くのスタッフが必要であり、ボランティアといえども教材費など費用がかかる。国などの補助金などでなにか支援してもらえるような制度があれば教えてほしい。

鶴見さん：小学校の教諭をしていた経験から、国は外国人といえども、いったん入国を認めた以上は、学齢期にあるこどもの教育は日本人と同様に義務として受けさせるようにさせるべきだと思う。現在は外国人の学齢期のこどもには、任意で通学の指導をしているにすぎない。学校との連携は重要だ。

参考資料：つどいの広場事業

次世代育成支援対策 の地域の子育て支援 の一環として2004（平成16）年度における地域子育て支援事業として予算化された。

つどいの広場事業：

少子化、核家族化等を背景として、子育て中の親等からは、「身近なところでいつでも気軽に親子で集える場所」が求められている。今後、「つどいの広場」については、地域における子育て支援の中核をなすものとして、身近な場所での設置を推進することとし、2004（平成16）年度においては、85か所から500か所へのか所数の大幅増等を図った。

<http://www.hakusyo.mhlw.go.jp/wpdocs/hpax200401/b0107.html>

平成16年度厚生労働白書

4. 2005 年磐田市調査等の分析

第4部 第1章

日系ブラジル人と社会保険の適用

－2005年度磐田市外国人市民実態調査を用いた予備的考察－

志甫 啓*

(構成)

1. はじめに－問題の所在－
2. 生活面からみた社会保険の加入状況
 - 2.1. 使用するデータと仮説
 - 2.2. 健康保険
 - 2.3. 年金
 - 2.4. 健康保険と年金のセット加入
3. 労働条件面からみた社会保険の加入状況
 - 3.1. 使用するデータと仮説
 - 3.2. 健康保険
 - 3.3. 年金
 - 3.4. 健康保険と年金のセット加入
 - 3.5. 雇用保険
4. 結語－政策的含意－

主要参考文献

表 1～7

1. はじめに－問題の所在－

今日、ニューカマーと呼ばれる外国人労働者、とりわけ南米日系人を論じる際、もはや彼らを単純な「出稼ぎ労働者」と捉えることはできない。彼らの定住化傾向が強まるにつれ、社会的統合の必要性が増しつつあり、地域レベルでの取組みが本格的に議論され、実行に移されてきた。

* 関西学院大学大学院経済学研究科博士課程後期課程
e-mail: shiho@kwansei.ac.jp

本稿では、2005年度に、主に日系ブラジル人を対象に実施された「磐田市外国人市民実態調査」の個票データを用い¹、外国人労働者の社会的統合上の課題を、社会保険の適用条件に着目し、明らかにしたいと考えている。すなわち、問題意識は、外国人労働者の社会保険の適用状況に関し、どのような要因が社会保険加入を促進するのか、もしくは阻害するのか、という点にある。井口（2001）が示した通り、外国人労働者の社会的統合のため、1.行政へのアクセス平等化、2.社会保障の包括的な適用、3.雇用及び生活の場での差別禁止、の三点は、欠かせない方策であると考えられる。欧州連合が社会的統合の基本条件として「正規の雇用の場があり社会保障によって守られている」ことを挙げるように、社会保障は外国人にとっても権利であり、それへの加入は義務であると考えべきである。

このような観点からも、社会保険加入に関する分析は重要な意味を持つものといえる。実際に少なからぬニューカマー外国人が「無保険状態」にあることは広く知られ、問題視されている。とりわけ健康保険は、たとえ定住しない場合でも、日常生活に直結するものであるため、未加入は人道的にも大きな問題といえる。健康とは人間にとってのリスク要因であり、なおかつ健康保険への未加入者の存在は医療機関にとってのリスクでもある。

しかし我が国では、健康保険と年金は「セット加入」するものとして制度が成り立っており、健康保険にのみ加入することは原則として認められていない。このことが、たとえば公的年金の受給条件となる25年間の保険加入が見込まれない外国人の社会保険加入を阻害している可能性がある。もちろん、それ以外に、出来るだけ手取りを増やしたい、出来るだけ労働費用を削減したいという雇用者と雇用主の利害の一致が影響していることは論を待たない。

ところで、佐野（2004）は社会保険と労働上の処遇に着目し、製造業に従事する請負労働者に関する考察を、個票データを用いて行っている。社会保険と

¹ 本稿で用いるのは第一次集計分データである。なお、2005年4月の市町村合併以前の旧磐田市における外国人に係る状況については千年（2005）を参照のこと。

労働条件を重視する理由として、「現在の請負労働の主な担い手は、20歳代から30歳代前半を中心とした若年層である」と本文で述べ、同箇所の脚注にて「日本国籍をもたない日系人も少なくない比重をしめると考えられるが、彼らは日本国籍の請負労働者とは、社会政策上の位置づけやキャリアの実態が異質であるので、論点をしぼるために分析対象としていない〔要約〕」としている。たしかに、日系人を「出稼ぎ労働者」と見做し、社会保険を年金に限定すれば、日本人と日系人を同様の問題意識の下で扱う必然性はないのかもしれない。しかし、日系人が定住化傾向にあり、必ず帰国する出稼ぎ労働者だと断定できなくなりつつあるなか、彼らの社会的統合は不可欠であるとの認識に立てば、そして、年金と健康保険にはセット加入の原則があることを鑑みれば、本稿が同様の問題意識を持つことに疑問の余地は少ないように感じられる。

倉田（2004）は、非正規就業の増加、とりわけ女性の登録型派遣の増加と、年金及び健康保険の制度的な課題について論じている。登録型派遣の場合、就労期間に中断が多く含まれること、労務提供期間のみ雇用契約が成立していること、同時期に複数の事業者と使用関係に入る可能性が高いこと、などの理由から、健康保険の切り替えが頻繁に繰り返されることとなり、その煩雑さを避けるため、結果的に派遣期間中でも割高な市町村国保に残るケースが多かったとの指摘を紹介し、それを解消するため、就労期間の中断に関し、人材派遣健康保険組合ではその間も同じ保険に加入していただけるよう幾つかの工夫がなされたことを解説している。同じ間接雇用でも、請負では、就労期間の中断が社会保険への加入条件を満たさなくする手段となる恐れがある。また、改正派遣法が定めた、派遣元で社会保険に加入していない労働者を派遣先に送ってはいけない、反対に、加入していない労働者を派遣先は受け入れてはいけない、といった派遣業界には存在する制約が請負業界にはないことも陥穽となっている。

本稿では、外国人労働者の社会保険の適用状況を個票データによって把握し、多変量解析を行う前段階としての考察を行うこととする²。次節では、社会保険

² 個票データを用いた多変量解析では、使用する変数に欠損値があるデータを切り捨てざるをえないため、本稿ではそれらのデータにも関心を持って分析を